

利 用 上 の 注 意

1 調査の沿革

この調査は、統計法に基づく指定統計調査（指定統計第2号）として昭和22年に開始され、翌23年には2回目の調査が行われました。以後、昭和56年の13回調査までは3年ごと、昭和61年の14回調査から平成8年の16回調査までは5年ごとに実施され、平成8年以降は、5年ごとに本調査を実施するとともに、その中間年（本調査の3年後）には調査項目が簡易な簡易調査を行っています。今回の調査は簡易調査としては2回目、本調査も含めると19回目に当たります。

2 調査の目的

平成16年事業所・企業統計調査は、我が国の事業所及び企業の活動状況を調査し、行政施策等のための基礎資料及び各種統計調査実施のための名簿を得ることを目的として実施されました。なお、「事業所」及び「企業」の定義は、利用上の注意「7 用語の説明」を参照ください。

3 調査期日

平成16年事業所・企業統計調査は、平成16年6月1日現在で実施されました。

4 調査の範囲

調査日現在に、国内に所在する民営（国・地方公共団体以外）の事業所を対象としています。ただし、次の事業所は調査対象外としています。

- (1) 日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）の「大分類A－農業」、「大分類B－林業」及び「大分類C－漁業」に属する個人経営の事業所
- (2) 日本標準産業分類の「小分類832家事サービス業」及び「中分類94－外国公務」に属する事業所
- (3) 駅の改札口内、運動競技場内、有料道路内など、料金を支払って出入りする有料施設内の事業所（ただし、有料の公園、遊園地、テーマパーク内にある別経営の事業所については調査の対象とします。）
- (4) 家事労働のかたわら、特に設備を持たないで賃仕事をしている個人の世帯
- (5) 国・地方公共団体の組織であった独立行政法人（特殊法人と合併して独立行政法人となったものは除く）、日本郵政公社、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人の事業所

5 調査の種類

事業所・企業統計調査には、民営事業所を対象とする甲調査と、国・地方公共団体の事業所を対象とする乙調査の2種類がありますが、簡易調査では甲調査のみ行います。

6 調査の方法

調査は、次の(1)、(2)いずれかの方法で行いました。

- (1) 調査員が調査対象事業所ごとに「調査票」の配布・回収を行う調査員調査方式
- (2) あらかじめ指定した一部企業について、経済産業省または都道府県が、傘下の事業所の「調査票」の一括作成を企業本社等に依頼し、収集する本社等一括調査方式

7 用語の説明

(1) 事業所

事業所とは、経済活動の場所ごとの単位であって、原則として次の要件を備えているも

のをいいます。

ア 経済活動が、単一の経営主体のもとで一定の場所（一区画）を占めて行われていること
イ 物の生産、サービスの提供が、人と設備を有して、継続的に行われていること

(2) 産業分類・業種

産業分類とは、産業の種類を体系的に区分したもので、各種統計調査の結果を産業別に公表する際に使用されています。この報告書で使用している産業分類は、日本標準産業分類（第11回改訂分、平成14年3月7日総務省告示）のうち、大分類A～Q、中分類01～93、小分類011～939です。なお、今回調査では、一部の小分類について、更に細分化しています。細分化した分類は3桁目がアルファベットとなっています（例えば49Aなど）。

また、本文中で使用している「業種」とは、産業大分類A～Dの計（農林漁業及び鉱業）と、産業大分類E～Qのことをいいます。

(3) 事業所の産業の決定方法

事業所の主な事業の種類（原則として過去1年間の販売額又は収入額の多いもの）に着目して、産業分類を決定しています。

(4) 従業者

従業者とは、調査日現在、当該事業所に従事する「個人業主」、「無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」をいいます。なお、「他からの派遣・下請」（別経営の事業所から派遣されている人や、下請けとして別経営の事業所から来て業務に従事している人）は従業者には含めません。

(5) 従業者の勤務形態別内訳

この調査では、従業者について、次のように勤務形態別に区分しています。

ア 個人業主

個人経営の事業主で、実際にその事業所の業務に従事している人をいいます。

イ 無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに普段事業所の仕事を手伝っている人をいいます。

ウ 有給役員

法人及び団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で給与を受けている人をいいます。

エ 常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいいます。「常時雇用されている」とは、次のいずれかにあてはまることをいいます。

- ・ 期間を定めずに雇用されている人
- ・ 1か月を超える期間を定めて雇用されている人
- ・ 平成16年4月と5月にそれぞれ18日以上雇用されている人

(ア) 正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人をいいます。

(イ) 正社員・正職員以外

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外の人をいいます（「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称と呼ばれている人など）。

オ 臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいいます。

(6) 事業所の異動状況（存続・新設・廃業）

ア 存続

平成13年事業所・企業統計調査で把握された事業所で、平成16年6月1日にも現存している事業所をいいます。

イ 新設

平成13年事業所・企業統計調査の調査日（平成13年10月1日）の翌日以後に開設した事業所のほか、他の場所から移転してきたものを含めた事業所をいいます。

ウ 廃業

平成13年事業所・企業統計調査の調査日の翌日以後に廃業した事業所のほか、他の場所に移転したものを含めた事業所をいいます。

(7) 経営組織

ア 個人

法人格を取得せず個人で経営している事業所をいいます。

イ 法人

法律の規定に基づき法人格を取得している団体が経営する事業所をいいます。具体的には、株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、相互会社、社団法人、財団法人、生活協同組合等が経営する事業所をいいます。

ウ 法人でない団体

団体であるが法人格を持たないものをいいます。例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれます。

(8) 単独事業所、本所・本社・本店、支所・支社・支店

ア 単独事業所

他の場所に同一経営の本所等や支所等を持たない事業所をいいます。

イ 本所・本社・本店

他の場所に同一経営の支所等があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。

ウ 支所・支社・支店

他の場所にある本所等の統括を受けている事業所をいいます。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している事業所も支所・支社・支店とします。支所・支社・支店には、営業所、出張所、工場なども含まれます。

(9) 事業所の開設時期

事業所が現在の場所で事業を始めた時期をいいます。

(10) 企業

経営組織が株式会社、有限会社、合名会社、合資会社及び相互会社である法人の、本所（本社・本店等）及びその統括を受けている支所（支社、営業所等）全体をいいます。

なお、支所を持たない単独事業所の法人の場合は、その事業所だけで企業となります。

8 統計表中の符号の用法

次のとおりです。

「－」… 該当数値のないもの

「0.0」「-0.0」… 端数四捨五入による単位未満のもの

9 数値未満の数値

四捨五入を原則としたので、総数と内訳の合計は必ずしも一致しません。

10 その他

- (1) 今回調査は、記入者負担の軽減及び調査の効率的実施を図るため、調査周期上、同年に行われることとなっていた、商業統計調査及びサービス業基本調査と同時に、1枚の調査票で実施されました。
- (2) 産業大分類「J 卸売・小売業」において、商業統計調査と事業所・企業統計調査で定義が異なる部分があるため、平成16年商業統計調査集計結果と、平成16年事業所・企業統計調査の「J 卸売・小売業」の集計結果は一致しません。
- (3) 前回調査（平成13年調査）の結果数値については、平成14年に改訂された「日本標準産業分類」に組替えています。また、本文及び統計表の前回結果数値は、民営事業所のみのもを掲載しています。
- (4) 本文中のポイントとは、パーセントとパーセントの差を表しています。
- (5) 本文中の年平均増加率、年平均減少率は、次の式により計算しています。

$$\left[\sqrt[N]{\frac{\text{今回調査結果数値}}{\text{前回調査結果数値}} - 1} \right] \times 100 (\%)$$

(注) N= (12か月÷調査間の月数)

- (6) 本報告書では、事業内容等が不詳の事業所は除いています。
- (7) この報告書の数値は、後日、総務省から公表される数値と相違する場合があります。